

万一の際に必要な保障額を保険でカバーする際の注意点

保険の見直しをするためには、企業にとって必要な保障額（資金）を把握しておく必要があります。

たとえば、会社を清算する場合に給料 1 ヶ月分（300）と給料の 2 ヶ月分の退職金（600）を支給し、平均的な買掛金残（400）と借入金残（200）の弁済が必要であるとした場合、合計 1,500 の資金があれば足りる（ここではあえて企業が保有する現預金等はないと仮定します。）。これを保険金で手当てできたとすると、一応支払ができるように見えます。

ところが、これでは必要な資金をカバーしているとはいえません。

なぜなら、給料と退職金は費用（損金）ですが、買掛金と借入金は費用ではないからです。

保険金は収入（益金）となりますので、これを控除するに足りる損金及び繰越欠損金があれば課税所得及び納税額は発生しませんが、足りない場合には課税所得及び納税額が発生します。

先の例で繰越欠損金がないとした場合には、法人税等（40%と仮定）の計算をすると、次のようになります。

$$\cdot (1,500 - 300 - 600) \times 40\% = 240$$

法人税等が 240 発生してしまうので買掛金と借入金の弁済ができないか、または滞納になってしまいます。

そこで、法人税等を考慮すると、

$$\cdot 300 + 600 + (400 + 200) \times \frac{1}{1 - 40\%} = 1,900$$

が必要ということになるのです。

検算：(1,900 - 300 - 600) × 40% = 400（法人税等）、

$$1,900 - 300 - 600 - 400 - 200 - 400（法人税等） = 0$$

中村慈美税理士事務所

税理士 中村 慈美

税理士 小松 誠志

〒 107-0052

所在地 東京都港区赤坂 2-19-8 赤坂 2 丁目アネックス

TEL 03-5549-9855(代表) / FAX 03-5549-9856

e-mail info@nakayoshi-tax.com

事務所 HP <http://nakayoshi-tax.com/index.html>

中村慈美税理士事務所について

税務相談	
組織再編 (M & A)	合併、事業譲渡、会社分割、株式譲渡、増資、株式交換、移転等それぞれの状況に最善の提案を致します。
不良債権処理・事業再生	バランスシート上の処理から清算、会社更生法、民事再生法等それぞれの状況に最善の提案を致します。
専門家向けアドバイス	弁護士・公認会計士・税理士等の専門家が抱える諸問題に対して税務上のアドバイスを行います。
会計・申告	会計指導、税金対策、決算・申告業務等を行います。
税務代理等	
税務調査対応・不服申立	税務調査時の適切な対応等のアドバイスを行います。 不当な処分により、権利・利益を侵害された納税者を救済する為の不服申立等の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 重加算税/仮装の事実がないと認定した事例 平成 16 年 5 月 19 日裁決 他
事前照会	国税当局に対する事前照会の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 株式移転後に株式移転完全子法人を合併法人とする適格合併が見込まれている場合の当該株式移転に対する適格判定について 平成 21 年 3 月 31 日回答
意見書作成	税務上の取扱いについて疑義が生じる取引等について、税務の専門家の立場として見解を述べます。 【業務実績の紹介】 ・ ブルドックソース事件についての意見書作成ブルドックソース株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件（申立審（東京地方裁判所）） 他 「ブルドックソース事件の法的検討-買収防衛策に関する裁判経過と意義-」（商事法務）に意見書が掲載されています。
会社設立・各種届出	会社設立前相談から設立後届出まで行います。
講演	専門家等へのセミナーを行っております。
執筆	組織再編や事業再生、不良債権処理を中心に幅広く執筆しております。